

青葉区民会議 ガイドブック

| | | |
|--------------|----------|-----------|
| 青葉区民会議とは | ・・・・・・・・ | P 1～P 2 |
| 横浜市・青葉区の仕組み | ・・・・ | P 3～P 11 |
| 横浜市の区民会議のあゆみ | ・・ | P 12～P 13 |
| 青葉区民会議のあゆみ | ・・・・ | P 14 |
| 青葉区民会議の活動成果 | ・・・・ | P 15 |
| 要領・マニュアル | ・・・・・・・・ | P 16～P 22 |

平成25年4月

青葉区民会議とは

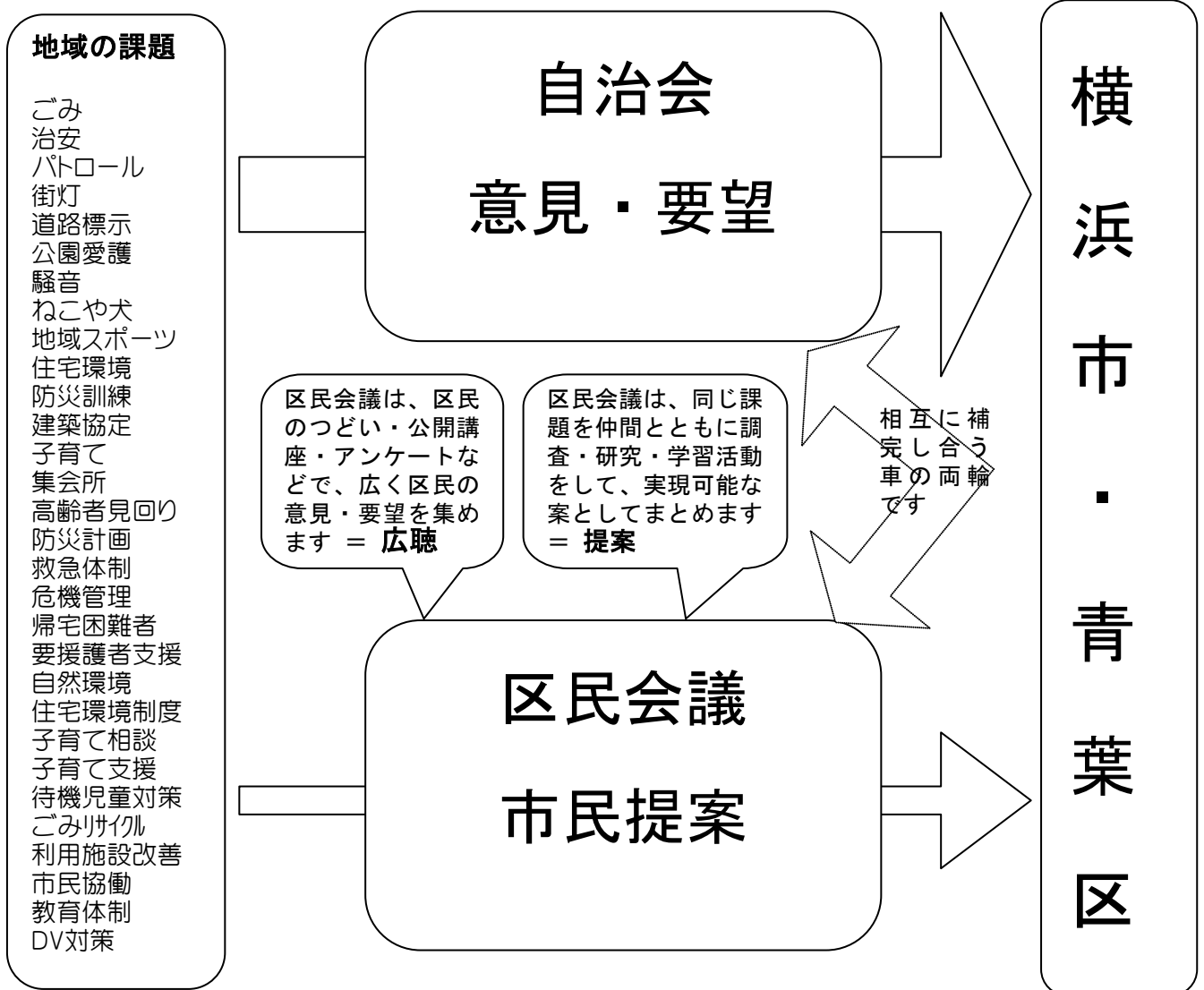
| | |
|---------------------------------|--|
| 何をするのですか | 広聴活動で得た区民の意見・要望を反映した市民提案をおこなうことで次世代に引き継ぐまちづくりを推進します。 |
| 「広聴」とは何ですか | 区民の意見や要望を聞き募ることで、区民のつどい、公開講座、アンケートがあります。日常の活動を通じてもおこないます。 |
| 「市民提案」とは何ですか | 市の予算編成に対する「横浜市予算に対する要望・提案」のほか、随時行政などに対し行うまちづくりに関する市民からの提案です。提言・提案に対しては横浜市・青葉区から回答があります。 |
| どうしたら参加できますか | 公募及び推薦により、区民であればいつでも参加することができます。第9期は50名でスタートしました。 |
| どんな活動をするのですか | 部会に所属します。部会では話し合いを基盤にテーマを選び、調査・研究・学習・広聴活動をおこない、合意形成により提案をまとめていきます。活動の場は地区センターなどです。 |
| 活動期間はどのくらいですか | 2年を1期とし、行政の年度にあわせて4月1日から翌々年3月31日までが活動期間です。何期でも継続して参加できます。 |
| 制約される活動時間は | 部会毎に月1～2回（数時間）の活動のほか、運営委員会・広報委員会・プロジェクト活動（各月1回～数回）、主催事業（区民のつどい・公開講座など）への参加、外部集会への参加などがあります。もちろん個人での学習・作業時間も必要です。 |
| どんな運営がされていますか | 部会活動をベースに、部会から選出された運営委員会が中心となって、平等・自由・民主自主の原則、無償・公開・親睦・中立の理念のもと運営されています。他に広報委員会・プロジェクトがあります。 |
| 活動予算はありますか | ありません。ただし活動に必要なと認められた印刷費・通信費などは青葉区が負担（直接執行）します。 |
| 青葉区や横浜市との関係は、また市政の仕組みはどうなっていますか | 青葉区民会議は青葉区が協働の理念のもと設置している団体です。また情報提供などいくつかの活動支援を受けています。提案や横浜市予算の仕組みは3～11ページを参照ください。 |
| その他特に注意すべき点は？ | 区民会議自体が事業をおこなうことはありません。 |
| 区民会議はいつからあるのですか | 第1号は旭区で昭和49年です。青葉区は平成9年（1995年）がスタートです。詳細は12～14ページを参照ください。 |
| いままでにどんな成果がありましたか | 本ガイドの「青葉区民会議の活動成果」（15ページ）を参照ください。 |
| 自治会とどう違いますか | 区民会議の特色は勉強ができるということです。また、まちづくりにとって自治会と両輪の関係が望ましい姿です。自治会との比較は下図*1参照。 |

区民会議の規約類は本ガイドの「要領・マニュアル」（16～22ページ）をお読みください。

*1：自治会と区民会議の比較（◎大いに該当、○&△該当、×該当しない）

| 組織活動の内容 | 自治会 | 区民会議 |
|-------------------------------|----------|--------|
| 課題の範囲はまちづくり全般である | ◎（自治会地域） | ◎（区全体） |
| 行政から住民への広報の伝達 | ◎ | × |
| 地域清掃、盆踊り、防災訓練などの行事（事業） | ◎ | × |
| 意見・要望（課題を地域意識としてそのまま行政へ伝える） | ◎ | ○ |
| 政策提案（課題を広聴や学習により提言・提案としてまとめる） | △ | ◎ |

広聴と市民提案



(参考) 横浜市のおこなっている広聴

市長の「おじゃまします」
ティー・ミーティング～ようこそ市長室へ～
ぬくもりトーク
パブリックコメント
ヨコハマeアンケート
市長陳情
市民からの提案
区民会議

区民会議は横浜市の広聴事業の一つです

みんなの声をよく聴くぞお

横浜市・青葉区の仕組み

Q1 青葉区役所が区民会議を設置している理由は？

区民会議という組織は、区民相互の話し合いによる市政参加の重要な場であるとともに、重要な集団広聴の場と考えております。

地域において意見を出して話し合い、理解を深め、総意をまとめることは大変難しいことと考えていますが、区民会議が、こうした問題に取り組み、地域における様々な意見を踏まえ、相互の理解形成や意思形成の役割を果たし、この結果として区民会議発の新しい事業や地域での取り組みが始まることを期待しています。

青葉区民会議設置要綱

制 定 平成21年3月24日 青政第1573号（区長決裁）
最近改正 平成24年4月1日 青政第1421号（区長決裁）

（設置趣旨）

第1条 広聴活動を通じて得た区民の声を反映した、次世代に引き継ぐ「丘のよこはま」のまちづくりを推進することを目的に、青葉区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

（性格）

第2条 区民会議は、すべての青葉区民に開放され、民主的な運営のもとに、自主的に活動を行うこととする。また、無償によるボランティア活動とする。

（活動期間）

第3条 委員の活動期間は、2年とし、原則として4月1日から翌々年の3月31日までとする。

（活動）

第4条 区民会議は、活動期間中、区民や地域の課題を話し合い、地域の課題解決等に取り組むとともに、必要に応じて提案を行う。

（組織・委員構成）

第5条 区民会議は、公募及び推薦の委員で構成する。

（役員）

第6条 区民会議に、代表委員、副代表委員、広報委員長を置く。

（顧問）

第7条 区民会議に、顧問を置くことができる。

（経費）

第8条 区民会議の活動経費は、内容に応じて青葉区が負担し、直接執行する。

（事務局）

第9条 区民会議の自主的な活動に対し、側面から支援するとともに助言を行うために、事務局を置く。事務局は、青葉区総務部区政推進課に置く。

（会議の公開）

第10条 区民会議は、原則としてこれを公開する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の経費及び事務局等に関し必要な事項は、青葉区長が定め、区民会議の活動に関し必要な事項は、区民会議が定める。

（附則）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

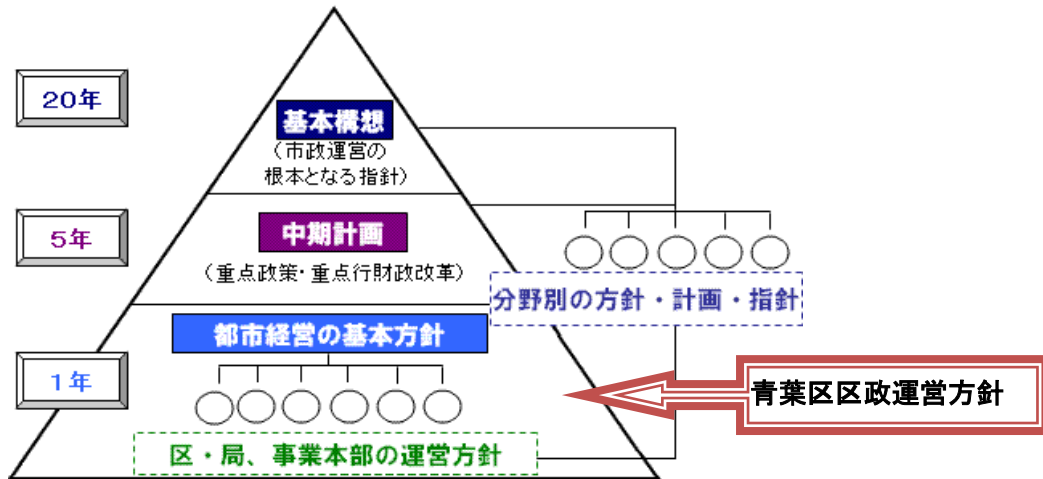
Q2 横浜市はどのような方針のもとに都市運営を行っているのですか？

市政運営の根本となる基本構想(長期ビジョン)¹に基づいて

- * 中期計画(4カ年計画)
- * 都市経営の基本方針(分野別の方針・計画・指針)
- * 局区事業本部が定める運営方針(単年度)

を定め、都市経営を行っています。

下図や説明を参考にしてください。



横浜市基本構想(長期ビジョン) 平成18年6月23日策定

市政運営の根本となる指針です。旧基本構想を33年ぶりに見直しました。

見直しにあたって、人口減少・少子高齢社会の到来、社会経済のグローバル化の進行など現在の社会情勢を踏まえ、概ね20年間(2025年頃まで)を展望し、横浜を支えるすべての人々が、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となる、新しい「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を策定しました。

<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/seisaku/vision/sakutei-home.html>

基本構想を定める根拠

① 地方自治法第2条第4項

「市町村は、(略)その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」

② 横浜国際港都建設法第2条第1項(計画及び事業)

「横浜市をわが国の代表的な国際港都として建設するための都市計画(略)は、都市計画法(略)第四条第一項に定める都市計画の外、国際港都にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。」

中期計画(重点政策・重点行財政改革) 平成22年から平成25年までの4カ年計画

中期計画は、横浜市基本構想で示されている都市像「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」の実現に向けた政策や工程を具体化する、22年度を初年度とした25年度までの4カ年計画です。

横浜が、今後も夢や希望にあふれるまちであり続けるために、市民との協働を進め、限られた財源

¹ <http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/seisaku/vision/>

横浜市が人口減少時代に突入する21世紀最初の四半世紀(概ね2025年頃、現在から約20年間)を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定します。

や人材を最大限に活用し、市民満足度の向上を成果とする市政運営を行うことを目指し、この計画を策定しました。

<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/seisaku/newplan/>

その他

「分野別の方針・計画・指針」

「都市経営の基本方針」(単年度)

「区・局、事業本部の運営方針」(単年度)

運営方針は、都市経営の基本方針を受け、区長や局長・事業本部長が、地域ニーズを把握し、年度末のあるべき姿を設定した上で、実現に向けた組織運営の考え方を市民に公表するものです。

また、これらの課題や目標に対して、職員とともにどのように取り組もうとしているか、その姿勢も示すこととしています。

Q3 区民会議の提案・要望はどのように生かされていますか？

市役所内での情報共有データとして

広聴データベース²に登録することにより提案・要望内容がデータベース化され、市役所内部で情報が共有化されます。また、公表されます。

計画策定での市民意見として参考に

区の運営方針や、中期計画、まちづくり指針など各種計画を策定する際に市民意見・団体意見・地域ニーズとして参考になります。

取り上げた課題を市民・区民が共有する

提案・要望をしていただいた案件について回答・説明することにより、市の取組み姿勢や国県の対応など、区民会議を通じて広く市民にお知らせすることが出来ます。

Q4 どのような提案・要望が効果的なのでしょうか？

アンケートなどを集約し検討する

区民会議委員の要望・提案のほか、区民のつどいや各種イベントなどの参加者から得られた意見・要望やアンケート結果から、今後提案・要望すべき内容が浮き彫りになってくると思います。その内容が提案・要望すべきなのかどうか部会や運営委員会で十分に

² 市民の声の公表 <http://cgi.city.yokohama.lg.jp/shimin/kouchou/search/toppage.cgi>

検討を重ねた上で提出されるのであれば効果的な提案・要望となります。市民ニーズ、地域ニーズの把握が重要です。

先駆的なアイデア

また、市民ニーズ、地域ニーズとも現状ではあまり求められていない提案・要望であっても、将来を予測する上で必要であると思われる先駆的な内容であれば同様に効果的な提案・要望となります。

フィールドワークなどの具体的なバックアップデータの作成

9期までの区民会議でも行われていましたが、提案・要望の肉付けとして、会議での議論だけでなく、フィールドワークや資料収集、勉強会の開催、市民アンケートの実施などを行うことも大切です。

Q5 区の予算はどのように編成されていますか？

個性ある区づくり推進費とは³

平成6年度に、区の機能強化の一環として、局の縦割りの弊害をなくし、区が効率的・効果的に予算を執行できる地域の身近な課題や緊急的なニーズに、区がより主体的かつ迅速に対応・解決できるよう創設されたものです。これ以前は、局の縦割りに基づいた事業執行（局から配付される個々の事業単位での執行）しか認められていませんでした。

個性ある区づくり推進費の目的は？

- 1 局の縦割りの弊害をなくし、区役所の自主性を高める予算
- 2 地域のニーズに的確に対応し、個性ある区づくりを推進できる予算
- 3 地域的、個別的、緊急的ニーズに迅速に対応できる予算
- 4 区役所職員が主体的に参画できる予算

個性ある区づくり推進費の構成は？

「個性ある区づくり推進費」は市民局予算として編成され、次のように構成されています。

(1) 自主企画事業費

●自主企画事業費（個性ある区づくり推進費に計上）

- ・区役所が独自に企画し、執行する事業費
- ・各局から配付されていた予算をまとめたもので、区役所が、地域の実情に応じて執行する事業費（防災訓練経費、広報よこはま区版発行経費等）

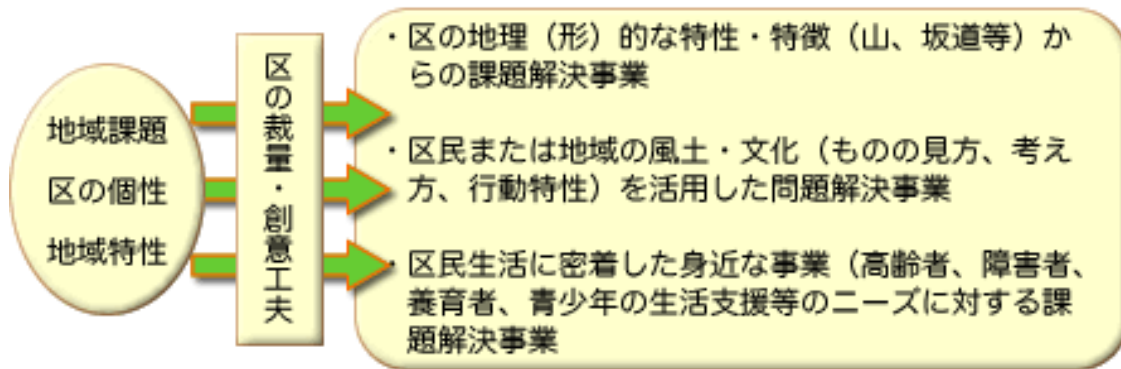
●区局連携事業（事業所管局に計上）

- ・区役所が区の財源配分枠を活用し、局の協力を得て取り組む事業で、事業所管局が執行する事業費

³ 個性ある区づくり推進費 <http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/kuren/18/role/promote.html>

(2) 区庁舎・区民利用施設管理費

区庁舎・区民利用施設(地区センター、コミュニティハウス等)の管理運営にかかる経費



Q6 青葉区の平成24年度の予算編成を教えてください

青葉区の編成予算

| 区 分 | 予 算 額 (千円) | 説 明 |
|---------------|---------------|------------------------------------|
| 自主企画事業費 | 133,828 | 地域の身近な課題やニーズに、迅速かつ、きめ細かく対応するための事業費 |
| 区庁舎・区民利用施設管理費 | 636,817 | 区庁舎、地区センター等の管理運営にかかる事業費 |
| 合 計 | 770,645 | |

青葉区編成予算内訳 (自主企画事業費)

| 区 分 | 予 算 額 (千円) | 説 明 |
|----------------------------|---------------|---|
| 重点推進施策1 子育てを楽しめるまち | 19,377 | ・ママパパ応援ホッとひといき事業(重) ・のびのび子育て事業 |
| 重点推進施策2 安心していきいきと暮らせるまち | 56,741 | ・青葉区防災の街づくり事業(重) ・がん検診受診率向上事業(重) ・防災、知ろう！健康づくり事業(新) |
| 重点推進施策3 地域の思いをかたちにできるまち | 50,512 | ・商店街魅力アップ事業 ・芸術文化振興事業 ・広報よこはま青葉区版発行事業 |
| 重点推進施策4 大切な環境を守り育むまち | 7,198 | ・「丘のエコハマ」省エネ大作戦事業 ・3R推進事業 |
| 合 計 | 133,828 | |

Q7 予算編成の日程を教えてください？

予算編成は、おおよそこのような日程で行います。

| | |
|-------|---------------------|
| 7月下旬 | 地域ニーズ要望調書の提出 |
| 9月上旬 | 予算編成・執行体制づくりの基本方針通知 |
| 10月中旬 | 局区予算原案提出 |
| 11月上旬 | 市長・副市長説明 |
| 11月中旬 | 総合調整 |
| 12月中旬 | 最終予算原案提出 |
| 12月下旬 | 市長審査 |
| 1月下旬 | 予算案発表 |
| 2月～3月 | 議会審査、議決 |

Q8 予算編成に向けた地域ニーズ反映システムはどういうものですか？

区民に最も身近な区役所では、区民意識調査や地域との地区懇談会など、様々な場面で地域ニーズの把握に努めています。「地域ニーズ反映システム」では、このように区役所が把握した地域のニーズや課題等について、区が現場の視点から解決策を検討し、局における市としての事業化、予算化を提案しています。

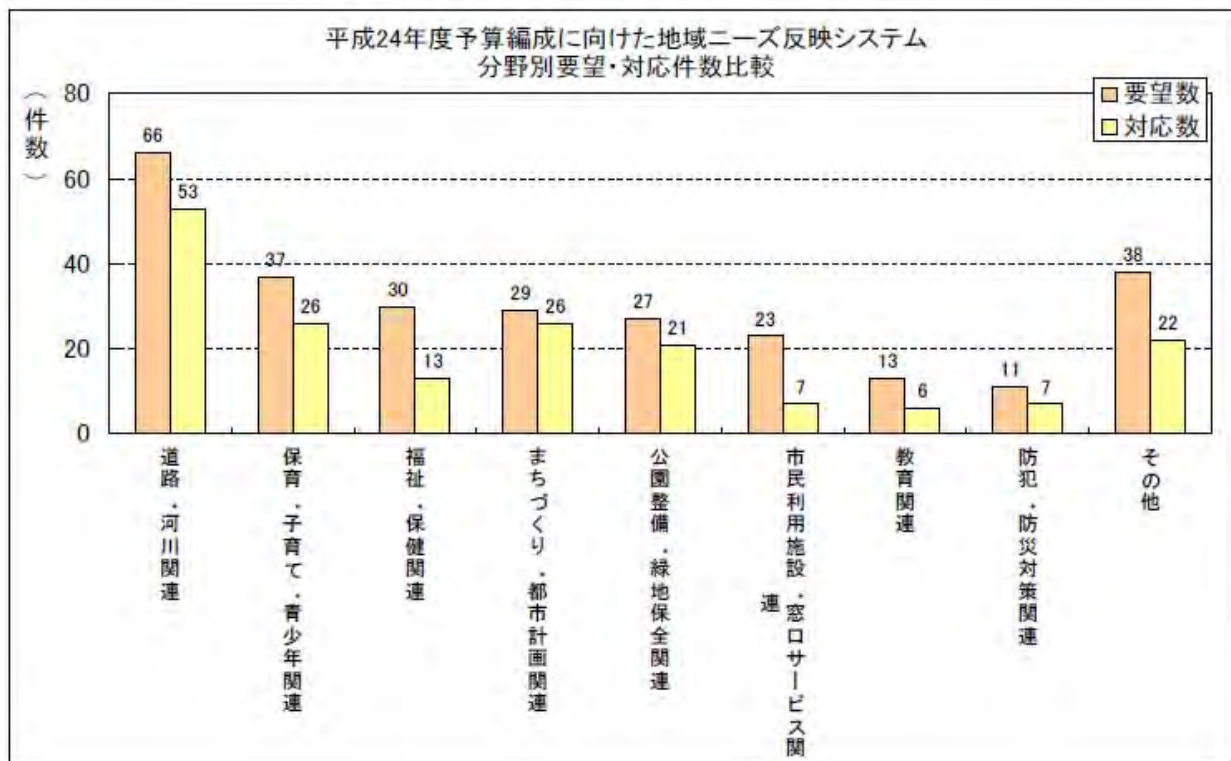
平成24年度予算編成において各区から出された要望数は237項目で、そのうち要望内容が予算等に反映されたものは165項目(対応の割合は69.6%)となっています(要望内容の一部だけが予算等に反映されたものも含まれます)。青葉区の要望数24項目中、16項目が24年度予算に反映されました。

■青葉区の地域ニーズ要望項目と対応状況

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/kuren/18/role/needs/24/2012aoba.html>

■各区共通の要望項目と対応状況

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/kuren/18/role/needs/24/kyotu.html>



平成24年度予算に青葉区が提出した地域ニーズ要望項目と対応の有無

| 区名 | 番号 | 要望項目 | 所管局・統括本部 | 対応の有無 | |
|----|----|-------------------------------------|----------|--------------------|---|
| | | | | 有 (一部対応 を含む) | 無 |
| 青葉 | 1 | 地域防災拠点における災害時の機能強化 | 消防局 | | ○ |
| | | | 教育委員会事務局 | | ○ |
| | | | 水道局 | | ○ |
| | | | 環境創造局 | ○ | |
| | | | 資源循環局 | ○ | |
| 青葉 | 2 | 美しが丘西小学校(仮称)における地域防災拠点の備品整備について | 消防局 | ○ | |
| 青葉 | 3 | あかね台中学校残地の暫定利用 | 財政局 | | ○ |
| 青葉 | 5 | 養育支援親子訪問事業へのアルバイト配置 | こども青少年局 | ○ | |
| 青葉 | 6 | 女性福祉相談の充実 | こども青少年局 | | ○ |
| 青葉 | 7 | 保育園における防災対策の推進 | こども青少年局 | ○ | |
| 青葉 | 8 | 地域ケアプラザの整備(すすき野地区) | 健康福祉局 | | ○ |
| 青葉 | 9 | コミュニティハウスの整備(もえぎ野中学校区〔荏田北、あざみ野エリア〕) | 市民局 | | ○ |
| 青葉 | 10 | 地域活動の支援(荏田西エリア)～青葉リサイクルプラザの有効活用～ | 市民局 | | ○ |
| 青葉 | 11 | 道路等の整備 | 道路局 | ○ | |
| 青葉 | 12 | 高速鉄道3号線のあざみ野以北延伸の早期事業化 | 都市整備局 | ○ | |
| 青葉 | 13 | 奈良1号線事業用地の跡地利用 | 道路局 | | ○ |
| 青葉 | 14 | 谷本公園北側エリアの整備促進 | 環境創造局 | ○ | |
| 青葉 | 15 | 奈良川の河川改修事業の推進 | 道路局 | ○ | |
| 青葉 | 16 | 黒須田川環境整備の推進 | 道路局 | ○ | |
| 青葉 | 17 | 樹林地の保全 | 環境創造局 | ○ | |
| 青葉 | 18 | 地域交通サポート事業 | 道路局 | | ○ |

| | | | | | |
|---------------|----|--|---------|---|--|
| 青葉 | 19 | 放置自転車等対策 | 道路局 | ○ | |
| 青葉 | 20 | 高速横浜環状北西線の早期事業化 | 道路局 | ○ | |
| 青葉 (18区共通) | — | 児童虐待対策・DV 対策への適切な対応のための執行体制の強化・充実 | こども青少年局 | ○ | |
| 青葉 (18区共通) | — | LED防犯灯の設置促進について | 消防局 | ○ | |
| 青葉 (14区共通) | — | 妊婦健診受診勧奨面接および乳幼児健診未受診者に対するフォローアップの継続配置による適切な保健指導 | こども青少年局 | ○ | |
| 青葉 (8区共通) | — | 放置自転車対策の推進について | 道路局 | ○ | |

横浜市の区民会議のあゆみ

区民会議のあゆみ

1. 一万人集会(昭和47年)から区民会議発足へ

■第一号は旭区民会議。その後、横浜市内15区に設立

昭和49年4月5日に「旭区民会議」が誕生、その年には、市内10区に次々と「区民会議」が誕生しました。更に翌年の昭和50年には南区と磯子区に、昭和61年に泉区、平成7年に青葉区に「区民会議」が誕生して、横浜市18区の内15区に「区民会議」が設立されました。



旭区民のつどいを話し合い区民会議代表者

■発足当時の社会情勢

この背景には、昭和30年代の高度経済成長の中で、横浜市の人口が急速に増加し、環境破壊・公害など、市民生活に様々な問題が発生してきたこと、時代とともに市民の価値観も変化して、市政に対する市民からの要望や陳情が沢山寄せられるようになったことも「区民会議」誕生の背景として考えられます。

■一万人集会から区民会議へ

「一万人集会」が開催されたのが昭和47年、翌年の昭和48年に「明日の横浜を話し合う区民の集い」が市内各区で開催されました。

市民の声を市政に反映させると共に、市が作成した「横浜市総合計画案」を市民参加で討議するという、新しい形で市政が展開されようとしている中で、昭和49年に旭区民会議が誕生しました。

■区民会議を市政の中心とした昭和50年施行の「市政参加推進会議設置要綱」

区民会議が市内13区に誕生した年、昭和50年に施行された「市政参加推進会議設置要綱」には、その第一条に「区民会議を中心とした市政参加事業を推進し、広報広聴業務を通じて庁内全般の情報の交流を活発化し、行政内部の意思統一をはかり、市民の意見を反映するため、市民参加推進会議を設置する」として区民会議の立場を明確にうたっていました。

■現在の、市政への住民参加の状況は

その後、市民の市政参加が積極的に進められた結果、今日では、多くの市民が様々な形で市政に参加する機会が増えてきました。市民活動を支援する行政の体制も、市民活力推進局による協働事業推進や各区の区民活動支援センターが、市民活動・ボランティア・生涯学習などのサポートを行うなど、協働のまちづくりが進んでいます。

■設立当時の区民会議活動の中心は

一方、区民会議が設立された昭和50年から、「よこはま21世紀プラン」が発表された昭和56年ごろまでの活動は、横浜市予算への要望・提言のほか、各区ごとの課題(道路・交通・防災・医療といった都市基盤の整備や教育・福祉・地域のまちづくりなど

ソフト面の整備など)を中心に討議され、市政・区政に反映されるよう活動が進められてきました。

(昭和56年に区政推進課が設置され、①広報・広聴相談機能の充実強化、②企画調整機能の充実強化が推進されました)

2. 区民会議交流会テーマから見える「区民会議の変遷」

■区民会議のあり方検討は古くて新しいテーマ

「区民会議を考える」をテーマとしたのが第7回(昭和56年)。その後「新たなる発展をめざして・これからの区民会議を考える」-第9回(昭和58年)、「区民会議の活性化」としたのは第13回(昭和62年)です。

このころから区民会議のあり方が課題になってきたようです。

■時代に反応したテーマ

「時代の変化に対応した区民会議像を求めて」が第21回(平成7年)のテーマです。このテーマ設定は、2年前の平成5年に横浜市「ゆめはま2010プラン」の中で「市民と協働して特色ある区づくりを推進する」と発表したことへの対応でしょうか。

■協働によるまちづくりを意識したテーマ

平成12年に「市民活動推進条例」が施行され「市民活動支援センター」が各区に次々と開設されました。

区民会議にも、自主的・自立の運営をめざしつつ、行政との関わり方・協働の進め方などを模索する動きが強まっています。

「区民会議と行政とのかかわり方」-第29回(平成15年)以降、昨年(平成24年)の第34回まで、「協働の進め方」や「区民会議のあり方」が交流会のテーマとして取り上げられてきました。

3. 多様化する区民会議

平成19年以降、各区の区民会議においても、活動目的に応じた名称変更を行ったり、事務局機能を取り込み自立した団体となった区がある一方、活動を休止したり、解散したりした区もあるなど近年になって大きく変わってきています。

各区の区民会議

- [鶴見まちづくり推進会議 区民会議部会](#)
- [神奈川区民協議会](#)(外部リンク)
- [保土ヶ谷区民会議](#)
- [港北まちづくり区民の会](#)(外部リンク)
- [青葉区民会議](#) / [青葉区民会議](#)(外部リンク)
- [瀬谷区のみちづくり区民の会](#)

平成25年4月現在 (18区内訳)

「区民会議継続区」5

青葉区、神奈川区、保土ヶ谷区、
鶴見区、瀬谷区

「任意団体化した区」5

中区、港南区、緑区、港北区、金沢区

「解散した区」6

西区、南区、磯子区、泉区、戸塚区、旭区

「当初から設置なし」2

都筑区、栄区、

青葉区民会議のあゆみ

| 期 | 年度 | 委員数(開始時) | テーマ(部会) | つどいのテーマ | つどい参加数 | 特記事項 |
|---|-----------------|---|--|-----------------------------|---------|-------------------------------|
| 1 | 平成7年 (1995) | 143 | 「福祉」「自然環境」 「防災・交通」「教育・子育て・生涯学習」「文化・コミュニティー」 | 災害に強い街づくり | 189 | 街づくり連続講座 北部フォーラムのアンケート |
| | 人にやさしい街づくり | | | 221 | | |
| 2 | 平成9年 (1997) | 130 | 「福祉・保健・医療」 「自然環境」 「防災・交通」 「教育・子育て・生涯学習」 「文化・コミュニティー」 | ふるさとと呼べる街づくり | 190 | 「区民のつどい」の提言者に子どもや外国人が参加 |
| | みんなが主役の街づくり | | | 166 | | |
| 3 | 平成11年 (1999) | 108 | | 高齢社会の街づくり | 112 | 平成12年6月ホームページ開設 |
| | 平成12年 (2000) | | | 人のあたたかい街づくり | 142 | |
| 4 | 平成13年 (2001) | 116 | | あなたが主役の街づくり | 173 | 市民のための電子市役所提言 |
| | 平成14年 (2002) | | | 中田市長への提案 | 167 | |
| 5 | 平成15年 (2003) | 82 (56・15・23) <small>(公募・自治会町内会推薦・団体推薦)</small> | | 区民の役割・区役所の役割 | 220 | つどいを市民と行政とのワークショップで開催 |
| | 平成16年 (2004) | | | みんなで話そう青葉区のまちづくり | | |
| 6 | 平成17年 (2005) | 94 (56・15・23) | 「自然環境」「安全・安心」「福祉・コミュニティー」 「教育・文化」「協働・市民参加」 | 大地震・そのときあなたはどうする | 162 | 全市交流会(30周年記念交流会)に参加 |
| | 平成18年 (2006) | | | 隣近所のできるこ と 隣近所と できること | 111 | |
| 7 | 平成19年 (2007) | 76 (42・14・20) | 「自然環境」「防災(減災)・防犯・交通」「福祉・コミュニティー」「教育・文化」 | 食の安全 口に入るまで | 86 | 区民会議活動の見直し 青葉区が区民会議設置要綱を制定 |
| | 平成20年 (2008) | | | 青葉区のまちづくり—あなたの参加で住みやすいまちに | 133 | |
| 8 | 平成21年 (2009) | 83 (54・20・9) | 「自然・環境」「健康・福祉・教育を考える」「安全・安心・まちづくり」 | 自分たちのまちは自分たちでつくる | 66 | まちの未来プロジェクト 発足 |
| | 平成22年 (2010) | | | すべての世代が住み続けたいまち 青葉 | 震災の為に中止 | |
| 9 | 平成23年 (2011) | 50 | 「自然・環境」「健康・福祉・教育」「安全・安心・まちづくり」 | すべての世代が住み続けたいまち 青葉 | 50 | まちの未来プロジェクト 継続 住民自治勉強会 |
| | 平成24年 (2012) | | | 大都市制度 | 94 | |

青葉区民会議の活動成果

予算化、事業化または検討が為された要望・提言

- ・ 田園都市線の駅舎にエレベーターやエスカレーターの一の設置（特に市が尾駅・藤が丘駅）
- ・ 障害者・高齢者が利用しやすい施設づくり（ケアプラザ、老人福祉センター、養育センター）
- ・ 鶴見川親水公園の新設 → 親水施設の整備
- ・ 公園地図の作成 → ガイドマップへの記載
- ・ 市民が企画運営できる公園の新設→ドッグラン
- ・ 区の木、区の花の制定 →区制 10 周年で制定
- ・ 保育園の増設、定員増や保育時間の延長と、保育料金の軽減→延長保育の実施
- ・ 高齢者（特に一人暮らし）、障害者の常時安否確認手段の開発、活用化
- ・ 放置、放棄自転車撤去の効果的推進
- ・ 情報伝達の円滑化、広報の充実
→青葉区版広報の増ページ実施
- ・ 駅バス停留所から公共施設への点字ブロックの設置状況見直し、補充→市が尾駅、江田駅整備
- ・ コミュニティバス導入に向けた調査
→はっぴいバスの運行
- ・ 青葉台駅周辺の交通緩和に向けた総合対策の検討
→環状 4 号線荷捌き場設置
- ・ 区民の IT サロンなどの支援→ぱそこん横丁、あおばみん実施公園維持管理の公開
- ・ 青葉区都市計画マスタープランの実現に向けての整備実行
- ・ コミュニティ放送を利用した防災情報の伝達
- ・ あざみ野駅西口交差点などの改良
- ・ 田奈駅前駐輪場設置
- ・ 区役所駐車場運用の改善→駐車場待ち渋滞解消 駐車券の改善
- ・ 下恩田人道トンネルの設置→トンネル設置
- ・ 江田駅東口駅構内の歩道から国道をまたぐ歩道橋までの区間に点字ブロックの整備
- ・ 区内 3 か所の交差点に視覚障害者用携帯用音声案内装置の設置→設置
- ・ からすネット→自治会へ配布
- ・ 鳥獣被害許可権の委譲→神奈川県から横浜市へ委譲
- ・ AED 貸し出し→貸し出し事業の実施
- ・ 階段用避難器具購入 →区役所 4 階に設置
- ・ 防災担当職員の配員→危機管理担当係長の配置
- ・ J-Alert の整備→戸塚区での警報設置

区民会議委員が参加した検討委員会

- ・ 横浜市電子市役所推進懇談会 H14
- ・ 青葉区制 10 周年記念事業委員会
- ・ 「区の木、区の花」選考委員会
- ・ 青葉区内地区センター等指定管理者選定委員会
- ・ 青葉台駅交通対策委員会
- ・ 魅力のあるまち青葉台検討会
- ・ 青葉区交通アクセス委員会
- ・ 青葉区エコムーブ懇談会
- ・ 谷本公園整備事業委員会
- ・ あざみ野フォーラム検討委員会
- ・ 横浜市福祉のまちづくり委員会
- ・ 青葉台駅周辺交通対策シンポジウム参加
- ・ かながわ県民フォーラムへは毎年参加
- ・ 青葉区プラン作成のためのまちづくり会議
- ・ 恩田元石川線 検討委員会
- ・ 横浜市地球温暖化対策検討部会

区民会議が実施した集団広聴

- ・ 「わがまち」の未来像を共に語る会 青葉区選出の議員と語る未来の青葉区像 区役所と共催
- ・ 区民のつどい 毎年 1 年に 1 回開催
- ・ 公開講座／公開勉強会／連続講座など
- ・ H7 市民ギャラリー/市民フォーラムに関するアンケート 1251 件
- ・ H13 鶴見川沿いの散策路 アンケート 200 件
- ・ H17 防犯の備えについてアンケート 200 件
- ・ H18 福祉問題に関するアンケート 200 件
- ・ H19 自転車アンケート 900 件
- ・ H20 青葉区民-区内移動行動調査 170 件
- ・ H20 高齢者福祉についての関心度アンケート 434 件
- ・ H22 青葉区民 1000 人アンケート 1007 件
- ・ H23 震災 1000 人アンケート 982 件
- ・ H23 子育てアンケート 450 件

要望・提言 年度ごとのもの以外に

- ・ H14 IT による住民本位の横浜市政実現のために
- ・ ゆめはま 2010 プラン 素案への提言
- ・ 横浜市 IT 戦略案に対する緊急提言
- ・ 新情報化指針計画緊急提言
- ・ 別館閉鎖問題に対する緊急提言

情報提供

- ・ H12 市内区民会議初の HP 開設
- ・ 自治会回覧(8500 部)の区民会議ニュース発行
- ・ 区民会議委員へのお知らせメール
- ・ 運営委員連絡メール
- ・ H24 横浜北部まちづくり交流会連絡メール

要領・マニュアル

青葉区民会議活動要領

青葉区民会議設置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づき青葉区民会議の活動について要領を次のように定めます。

1. 目的

青葉区民会議（以下「区民会議」という）は、幅広い区民の参加により、住みよい青葉区のまちづくりと、よりよい暮らしを目指し、区民相互の話し合いを基盤に、区民と行政の架け橋として、行政と（区）民との間で対話をはじめとするさまざまな広聴の機会を作り、総合的な観点から政策提言することを目的とします。

2. 活動

区民会議は、すべての区民に開放され、民主的な運営のもとに、自主的な活動を進めてまいります。区民会議は、区民や地域の課題を広く取り上げ継続的に話し合う場を設けます。またより良い話し合いのために部会活動などを基盤に活動します。区民会議の活動の内容は議事録及び広報紙、ホームページなどにまとめ、広く区民に知らせるとともに行政に伝え、提言の実現に努めてまいります

I

- (1) 地域課題の抽出
- (2) 課題を明らかにして共有し、解決策を話し合う「区民のつどい」の開催
- (3) 課題解決に向けて、調査研究、見学、研修、検討など
- (4) 課題解決に向けた地域や行政に対する提案や協議など
- (5) 広く区民を対象にした公開講座や活動報告会の開催
- (6) 活動を紹介する広報紙の発行やホームページの運営
- (7) その他区民会議の目的を達成するために必要な活動

II

- (1) 青葉区から検討を求められた地域課題についての検討調査研究など

3. 構成

(1) 委員

区民会議は、200名程度の区民を委員とします。委員は、次の単位で活動テーマを掲げて、広く区民に参加を呼びかけています。

- A. 青葉区民からの公募を原則とします。ただし、入会は委員総数の限度内で随時受け付けます。
- B. 青葉区内の連合自治会及び各種市民組織からの推薦

(2) 運営委員

運営委員は発足時に20名を上限とし、次の方法により選出します。

- A. 各部会から部会長1名のほか部会員数の全体委員に対する比率に従って割り当てられた員数委員が運営委員になります。
- B. 運営委員会が必要と認めた場合は若干名の運営委員を追加選出できます。
- C. 運営委員を選出するに際しては、公募や推薦を配慮することが望ましい。

(3) 代表委員・副代表委員

前期運営委員会は、次期代表委員候補を推薦し、解散総会で承認された時次期発足総会で代表委員候補の推薦提案ができます。

代表委員候補の推薦が無い場合は発足総会で運営委員の互選により選出します。

代表委員は総会承認後、会議を主宰します。

また、運営委員の互選により副代表委員2、3名を選出します。副代表委員は代表に事故あるとき

代表の役を引き継ぎます。

代表委員は部会長を兼務しないこととします。

4. 活動内容と位置付け

(1) 委員総会

委員総会は、区民会議各期の発足の話し合いや部会活動の発表・交流を図るため委員相互で話し合う場です。年2回程度開催します。

(2) 部会

部会は、区民に身近なテーマについて、委員相互で話し合うテーマコミュニティの場です。部会では、テーマについて話し合うほか、学習、体験共同作業などを通じた活動を行います。

(3) 運営委員会

運営委員会は、委員総会の開催、部会活動の支援ならびに部会相互の連絡調整を行います。また「区民のつどい」「地域のつどい」の開催方法や運営などのほか、区民会議の活動の企画や運営、及び次期の設立に関することなどを協議していきます。

運営委員会は、必要に応じて小委員会・横断的プロジェクトチームを設けることが出来ます。

(4) 広報委員会

運営委員会の中から広報委員長および広報委員を選出するほか、一般委員も参加し、区民会議の活動を区民に伝えるために、区民会議ニュースの編集、ホームページ作成などのPR活動をします。広報委員会は編集方針について、運営委員会に報告します。

(5) 区民のつどい・地域のつどい

「区民のつどい」「地域のつどい」は、地域のコミュニティの場または市政広聴の場として、広く区民相互で話しあうため、連合自治会及び行政と協力して開催します。

A.「区民のつどい」は、すべての青葉区民に参加を呼びかけて、区の課題について話し合います。

B.「地域のつどい」は、区内を北部・中部・南部の3地域に分け、広く地域住民に参加を呼びかけて、地域の課題などを話し合います。地域毎に、年1回程度開催します。

(6) その他の活動組織

運営委員会は必要に応じて部会以外に活動組織をおくことが出来ます。

5. 委員の活動期間

委員の活動期間は、1期2年とします。但し引き続き公募への応募、推薦されることを妨げないものとします。また、途中入会者の任期はその期の解散総会までとします。

運営委員は、活動に広がりを持たせるために、また運営委員会の活動の継続性を高めるために、任期の継続は特に定めません。

ただし、代表の任期の継続は3期6年までとします。

6. 顧問

青葉区選出の県・市議員は、区民会議の顧問とし、「区民のつどい」などへの参加を強く呼びかけていきます。必要に応じて運営委員会は県・市議員のほかに顧問をおくことができます。

7. 事務局

区民会議の事務局は青葉区役所広報相談係におかれます。

8. 運営基準

運営は、別途定める部会活動マニュアル、委員総会開催マニュアル、運営委員会活動マニュアルを基準とします。

9. 改正

この要領を改正する必要がある場合は、運営委員会で協議の上、委員総会にはかり決定します。

10. 付則

この要領は、平成7年5月20日から施行します。

この要領は、平成9年3月29日から施行します。

この要領は、平成11年3月27日から施行します。
 この要領は、平成13年3月25日から施行します。
 この要領は、平成16年4月3日から施行します。
 この要領は、平成17年3月26日から施行します。
 この要領は、平成19年4月14日から施行します。
 この要領は、平成21年1月23日から施行します。
 この要領は、平成21年4月18日から施行します。
 この要領は、平成23年4月16日から施行します。
 この要領は、平成25年4月20日から施行します。

部会活動マニュアル

1. 部会設置、部会廃止

- ・部会活動の趣旨に賛同した委員5名以上で部会を設置することができる。
- ・6カ月以上の部会活動がない場合は、部会を廃止するものとする。

2. 部会への所属、退会

- ・すべての区民会議委員は、いずれかの部会に所属し、実践的に活動します。
- ・途中入会者は、部会で承認後所定用紙に記入し運営委員会へ届け出ます。
- ・届け出なく6カ月間部会活動への参加がない場合、議事録などの送付が停止されます。
- ・また、上記の際、部会長は継続参加の意志を確認します。他部会への移動の意志がない場合、あるいは、参加継続の意思がない場合は退部退会として取り扱い、区民会議から退会とみなします。

3. 部会長・副部会長、ならびに運営委員の選出

- ・発足時の最初の部会で立候補または相互の推薦により、部会長・副部会長を選出ます。立候補または推薦された人は部会で検討するテーマ、抱負、経歴、能力など参考になる自己紹介をします。

部会長の選出

- ・部会長は、2期4年を越えて選出することはできません。

運営委員の選出

- ・運営委員は、活動任期を特に定めません。
- ・部会からは部会長のほか部会割り当て運営委員を選出します。
- ・部会割り当て数は部会割り当て運営委員総数を発足総会での部会員数の比率に従って決定します。
- ・選出に際しては次のことに留意します。
 - ①区民会議委員の経験が1期以上あることが望ましい。
 - ②部会選出委員のうち1名は上記に該当する人が望ましい。

3. 部会の開催

- ・原則として毎月定例会を開催し、部会活動の状況は、運営委員会に部会長を通じて報告します。部会長が欠席の場合は必ず代行（運営委員あるいは部会員）による報告をおこないます。
- ・部会開催日は、参加者が出席しやすい日や時間帯とし、話し合いのうえ決めます。（なお、他部会からの参加が出来るように、部会長連絡会で日程調整を行うことが望ましい。）

4. 部会活動の内容

- ・部会では、話し合いを基盤に、具体的テーマを選び、調査・研究・学習を行います。
- ・体験講座・公開講座や共同作業などを通じた広聴活動を進め具体的な地域活動が区民会議発で立ち上がることを呼びかけます。
- ・上記の広聴活動を通して課題解決につながるような政策提言を任期中に行います。
- ・具体的な課題を選んで、随時部会内プロジェクトチームを編成しながら活動します。
- ・次年度の市予算への要望・提言や部会ならびに区民会議活動全体にかかわる年間活動計画書をまとめ、運営委員会に提出します。

- ・ 広く区民の要望や提案を聞くため、「区民のつどい」「地域のつどい」を積極的に推進します。
5. 部会の運営
 - ・ 部会の運営にあたって、委員は、相互の意見を尊重し、合意形成を目指して民主的運営に努めます。また、委員相互の親睦をはかるように努めます。
 - ・ 部会活動は、テーマにより、小グループを作り、取り組むことができます。その結果は、部会で報告し、合意形成に努めます。
 - ・ 他部会に関連するテーマの場合は、参加を呼びかけ、他部会との交流を深めます。
 6. 部会所属の変更
 - ・ 発足後、部会の所属を変更したい場合は、部会長に申し出て希望する他部会長の了承を得て、運営委員会報告後に変更できます。
 7. 他部会への参加
 - ・ 他部会へ参加する場合は、その部会長の了承を得て、参加できます。
 8. 部会の会計
 - ・ 原則として部会活動は、自己負担で行い、その費用をあらかじめ会費として徴収できますが、その場合は収支報告をしなければなりません。
 9. 事務局との関係（運営委員会活動マニュアル 10項、11項参照）
 - ・ 部会会場の手配及び部会開催の資料・郵送料など事務局（区役所）に協力を求めることができます。

委員総会開催マニュアル

1. 委員総会

委員総会は発足時、解散時に開催するほか、委員の交流を深めることを目的とした中間総会を複数回開催します。

- ① 委員総会には、発足総会、中間総会、解散総会があります。
- ② 委員総会は、区民会議各期の発足の話し合いや部会活動の発表・交流を図るため委員相互で話し合う場です。
- ③ 委員総会は、公開とします。ただし一般参加者は傍聴とします。
- ④ なお、必要に応じて運営委員の過半数の賛同があれば、臨時総会を開催できます。

2. 発足総会

- ① 発足総会の招集は前期代表が行い、その運営は前期運営委員会が当たります。
- ② 発足総会では
 - ・ 前期活動の紹介、活動要領の承認及び引き継ぎ事項の説明
 - ・ 当期の部会設置の承認
 - ・ 代表委員、副代表委員の選出と承認
 - ・ 部会からの運営委員の選出ならびに部会長・副部会長の選出を行い、引き継ぎを行います
 なお、引き継ぎを円滑に行うために次期委員予定者に発足総会の前にオリエンテーションや説明会を行います。
- ③ 部会長・副部会長および部会割り当て運営委員の選出は所属する部会ごとに分かれて、（副部会長は複数可）互選します。なお、部会長1名他部会割り当て数の運営委員の総数が部会からの運営委員になります。
- ④ 代表委員は前期運営委員会推選の候補者を総会で議決承認します。推薦候補が無い場合は、運営委員の互選で決めます。
- ⑤ 副代表（2－3名）は選出された運営委員の互選で決め、代表委員と共に発足総会で紹介されることが望ましい

3. 中間総会

- ① 開催 原則として期の内に2回開催、代表が招集し、その運営は運営委員会が当たります。

- ② 中間総会では
 - ・ 委員間の意見交換、交流
 - ・ 運営方針と活動報告
 - ・ 部会活動やプロジェクトチームの報告
 - ・ 必要に応じて重要事項の報告、決定、承認を行います。

4. 解散総会

- ① 開催

任期末に代表が招集し、その運営は運営委員会が当たります。

- ② 解散総会では
 - ・ 任期2年間の活動報告の総括
 - ・ 「区民会議活動要領」改正の承認
 - ・ 運営委員会が推選する次期区民会議代表委員候補の採決をおこなう。
 - ・ 次期への引き継ぎ事項の報告
を行うと共に、委員との意見交換、交流を行います。

5. 総会の議決に関して

議決は総会総数の過半数以上の賛同をもって承認されます。
(総会総数とは出席数と欠席委任数の合計をいいます。)

運営委員会活動マニュアル

1. 運営委員会の構成および運営委員の選出、退任・退会

運営委員会の構成は20名程度年、次の方法により、選出します。

A. 運営委員会の構成は20名を上限とし、

総数は、発足総会時における委員登録数を勘案し事務局で算出します。

B. 運営委員は各部会ごとに部会長1名と部会割り当て数の運営委員を選出します。

C. その他運営委員会が必要と認めた場合は若干名を追加選出できます。(例えば横断的・長期的なプロジェクトチームのリーダー)

D. 運営委員の任期途中での退会、退任

運営委員が余儀なく退会、退任の場合、運営委員会に届け出ます。運営委員会は退会、退任届けを受理後速やかに該当運営委員を補充選出します。補充された運営委員の任期は残余期間とします。

2. 代表及び副代表の設置

運営委員の互選により、代表1名と副代表2、3名を選出します。代表は、区民会議を代表し、会議を主宰します。

副代表は、代表を補佐、その不在時に代行します。

3. 運営委員会

(運営委員の役割と任期)

- ・ 運営委員は全て役割をもち、役割を分担し責任を果たします。
- ・ 運営委員は、活動に広がりを持たせるために、また運営委員会の活動の継続性を高めるために、任期の継続は特に定めません。
- ・ ただし部会長の任期は継続して2期4年までとします。
- ・ ただし代表の任期は継続して3期6年までとします。

(運営委員会の役割)

運営委員会は、次の事項を協議・決定し、部会委員の協力を得て、区民会議活動を進め、委員総会に報告・提案します。

- ・ 事業計画および報告(区民会議の運営) *企画書の提出 年間計画

- ・ 区民会議活動要領、委員総会マニュアル、部会活動マニュアル、運営委員会活動マニュアルの改廃（*総会承認は要領のみ）
- ・ 部会やその他の活動組織の新設・統廃合
- ・ 委員総会の開催
- ・ 部会活動の支援ならびに部会相互の連絡調整
- ・ 「区民のつどい」「地域のつどい」の開催・運営など
- ・ 次期区民会議の発足に関すること
- ・ 市・区など行政機関に対する要望提言の取りまとめ
- ・ 広聴・広報・調査活動
- ・ 前期からの引継ぎ事項・次期への引継ぎ事項の検討
- ・ 区民会議名での外部への情報発信
- ・ その他区民会議活動の目的に沿った活動

（運営委員会の開催）

- ・ 運営委員会は原則として、毎月1回代表が召集する他、必要に応じて運営委員会を開催する。その結果は各部会長を通じて、各委員に報告します。
- ・ 運営委員会の定足数は委員の過半数以上の出席をもって定足数とする。
- ・ 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- ・ 運営委員が会議を欠席する場合は、代理人に委任することができる
- ・ 委員が運営委員会の傍聴を希望する場合は、代表に事前の了解を得て出席することができます。

4. 小委員会・横断的プロジェクトチーム、その他の活動組織の設置

運営委員会は、必要に応じて小委員会・横断的プロジェクトチーム、その他の活動組織を設けることができます

5. 広報委員会の設置

区民会議の活動を区民に伝えるために、広報委員会を設けます。

- ・ 広報委員長は運営委員から選出します。

広報委員会は運営委員と一般委員とで構成されます。

（なお、各部会からは1名以上広報委員会に参加します。

また各部会には、運営委員で広報委員を務めるものが1名いることが望ましい。

広報委員会に参加する一般委員の数は制限するものではありません。）

- ・ 広報委員会は、区民会議ニュースの編集・発行、ホームページ作成などPR活動をします。
- ・ 広報委員会は編集方針について運営委員会に報告します。
- ・ 広く区民の意見を聞くためにインターネットを活用します。

6. ホームページの開設

区民会議の活動を、広く区民に伝えて理解を深めると共に、区民の意見を聴取するために、ホームページを開設します。

このため広報委員会の下に、ホームページ作業グループを常設します。

7. 部会との関係

運営委員会は、部会の意向を反映して区民会議全体の企画と活動を進めます。

部会は、主体的に活動して、その結果を運営委員会に報告し、必要な支援または調整を受け、共に協力して区民会議活動を推進します。

8. 連絡組織

下記の連絡会を置くことができます。

- ・ 部会長連絡会

- ・プロジェクトチーム連絡会

部会内プロジェクトチームおよび、横断的プロジェクトチームが相互に情報交換し広く連携・協力ができる場として設置する。

9. 自治会・諸団体との関係

区民会議は、自治会・諸団体に委員の推薦を依頼します。この協力関係を大切にしながら、共に果たす役割を認識し区民会議活動を推進します。

なお、推薦委員が退会した場合は、その推薦団体に通知し、後任者の推薦を依頼します。

10. 事務局との関係

事務局へは運営委員会を通じて下記のような支援〔協力〕を依頼することが出来ます。また、事務局は区当局との窓口になります。

活動支援内容（青葉区民会議に関する事務取扱要領第3条より）

- (1) 活動に必要と思われる情報の提供や助言
- (2) 総会、運営委員会、広報委員会などの開催会場確保への協力
- (3) 会議資料や広報紙等の印刷に関する手配
- (4) 行政機関等との連絡調整
- (5) 広報紙発行への助言
- (6) 総会への出席
- (7) 委員募集に関する手配
- (8) 自主事業等の広報（広報区版やホームページへの掲載）

11. 区民会議企画・活動に関わる経費（青葉区民会議に関する事務取扱要領第2条より）

区民会議活動は区民会議委員の自主・自立した活動を基盤とすることを本旨としますが、運営委員会を通じて下記のような支援・協力を依頼することができます。その場合は青葉区が直接執行します。

- (1) 印刷費
- (2) 消耗品費
- (3) 通信費（ホームページ利用料を含む）
- (4) 区民のつどいなど主催事業の開催経費（講師、保育、通訳など）

12. その他

顧問（県・市議員）との会合を必要に応じて開催します。市・区職員との会合を2ヶ月に一度程度開催します。

改定：平成24年3月22日運営委員会承認

青葉区民会議ガイドブック

発行年月日 平成25年4月
発行 青葉区民会議
事務局 青葉区区政推進課
広報相談係
青葉区市ケ尾町31番地4

電話 045(978)2221
FAX 045(978)2411

青葉区民会議ホームページ
メールアドレス

<http://www.aobakuminkaigi.com/>
mail@aobakuminkaigi.com